

一部ユニット型施設等の種類の廃止について

1 概要

2011年（平成23年）9月1日付けの省令改正により、一部ユニット型施設等については、ユニット部分とそれ以外の部分（従来型個室又は多床室）でそれぞれ適切なケアが行われるよう、一部ユニット型施設等の種類を廃止し、別の施設等として認可、指定又は許可（以下、「認可等」という。）を受けることとなっています。

2 福山市内の一部ユニット型施設等について

福山市内の施設等については、該当する施設等の指定更新の際に、ユニット型の施設・事業所とそれ以外の施設・事業所とで別々に認可等をする手続きを行っています。

2015年（平成27年）4月1日から、別の施設等として認可等を受ける予定の一部ユニット型施設は1施設（介護老人福祉施設）です。また、ユニット型部分については入所定員の減少により、地域密着型介護老人福祉施設となります。

なお、地域密着型介護老人福祉施設となった施設については、原則、福山市の被保険者以外の入居は認められませんので、ご注意ください。

変更前			変更後		
施設名	定員		施設名	定員	施設等の類型
特別養護老人ホームプレジール箕島 (箕島町)	70	→	特別養護老人ホームプレジール箕島	50	従来型
			ユニット型特別養護老人ホームプレジール箕島	20	ユニット型

※網掛けの施設が地域密着型介護老人福祉施設になります。

（参考）2015年度（平成27年度）中に指定更新を迎える一部ユニット型施設

変更日（更新年月日） 2016年（平成28年）2月1日

変更前			変更後	
施設名	定員		定員	施設等の類型
特別養護老人ホーム新山荘 (駅家町)	50	→	40	従来型
			10	ユニット型

※網掛けの施設が地域密着型介護老人福祉施設になります。